

# 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福德会（以下「法人」という。）の定款第**八**条及び第**二一**条の規程に基づき、役員等の報酬、役員会等の出席に対する弁償に関する基本的な事項を定める事を目的とする。

(役員等の範囲)

第2条 この規程において、「役員等」とは、定款第**五**条における**評議員**および第**一五**条における**理事・監事**をいう。

(役員会等出席に対する弁償費の適用と支給額)

第3条 役員会等出席に対する弁償費とは、役員が次の各号に掲げる会務等に従事した場合に対して支払う1日あたりの費用のことをいう。

- (1) 理事会・評議員会・監事監査
- (2) 各担当理事・評議員による各業務
- (3) その他、理事長が認めた会務等に出席した場合

2 弁償費は、下記のとおり支給する。

- (1) 会務等が半日に及んだ場合・・・5,000円
- (2) 会務等が1日に及んだ場合・・・10,000円

(役員会等出席に対する弁償費の支払方法)

第4条 役員会等出席に対する弁償費の支払方法は、日払いとし、当日現金にて支給する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会において決議しなければならない。

附 則

この規程は、平成15年9月22日開催の理事会において審議した事項をもとに、定めたものである。

(施行期日)

平成17年7月15日 制定

平成17年7月15日 施行

平成24年7月30日 改定

平成25年9月14日 改定

平成29年4月1日から施行する。